（総務課の所掌事務）

第五百二十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　略］

十四　第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

［十五～二十　略］

（法人課税課の所掌事務）

第五百二十八条　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第四百七十二条第一号から第六号までに掲げる事務

［二・三　略］

（徴収課の所掌事務）

第五百三十一条　徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　第五百六十五条に規定する第五百五十二条第一項第一号に掲げる事務のうち、滞納者の滞納金額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた催告に関すること。

［十三～十六　略］

（統括国税管理官の職務）

第五百三十四条　統括国税管理官は、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する事務をつかさどる。

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百三十八人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　［略］

２　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

［一～三　略］

四　第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第五百二十八条第三号に掲げる事務

［五・六　略］

３　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百十九人以内を置く。

［２・３　略］

（総務課の所掌事務）

第五百二十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　同上］

十四　第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

［十五～二十　同上］

（法人課税課の所掌事務）

第五百二十八条　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第四百七十二条第一号から第七号までに掲げる事務

［二・三　同上］

（徴収課の所掌事務）

第五百三十一条　徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十一　同上］

十二　第五百六十五条に規定する第五百五十二条第一号に掲げる事務のうち、滞納者の滞納金額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた催告に関すること。

［十三～十六　同上］

（統括国税管理官の職務）

第五百三十四条　統括国税管理官は、第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する事務をつかさどる。

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百三十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　［同上］

２　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

［一～三　同上］

四　第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで並びに第五百二十八条第三号に掲げる事務

［五・六　同上］

３　［同上］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百二十四人以内を置く。

［２・３　同上］